





# 10万人わがまちクリーン運動でのお願い

1. 「燃やすごみ」と「ビン・缶・ペットボトルなど」と分けて「尼崎市の指定袋」に入れて決められた場所に排出してください。
2. 次のものが投棄されていた場合  
「家電リサイクル品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫）等」「パソコン」  
「タイヤ」「消火器」「大型ごみ（大きさが50cm以上のもの）」  
「自転車」「バイク」「車やバイクの部品など」

移動させずに投棄されていた場所を園田地域振興センターの担当者に連絡してください。（06-6491-2361）

## 不法投棄に関する罰則

不法投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。など、厳しい罰則が設けられています。

3. 側溝などの汚泥収集は行いません。地域の指定日に予約の上出してください。なお汚泥収集の申し込みは、  
家庭ごみ案内ダイヤル（Tel.06-6374-9999）へ



美しい街づくりのために！ご協力お願いします！